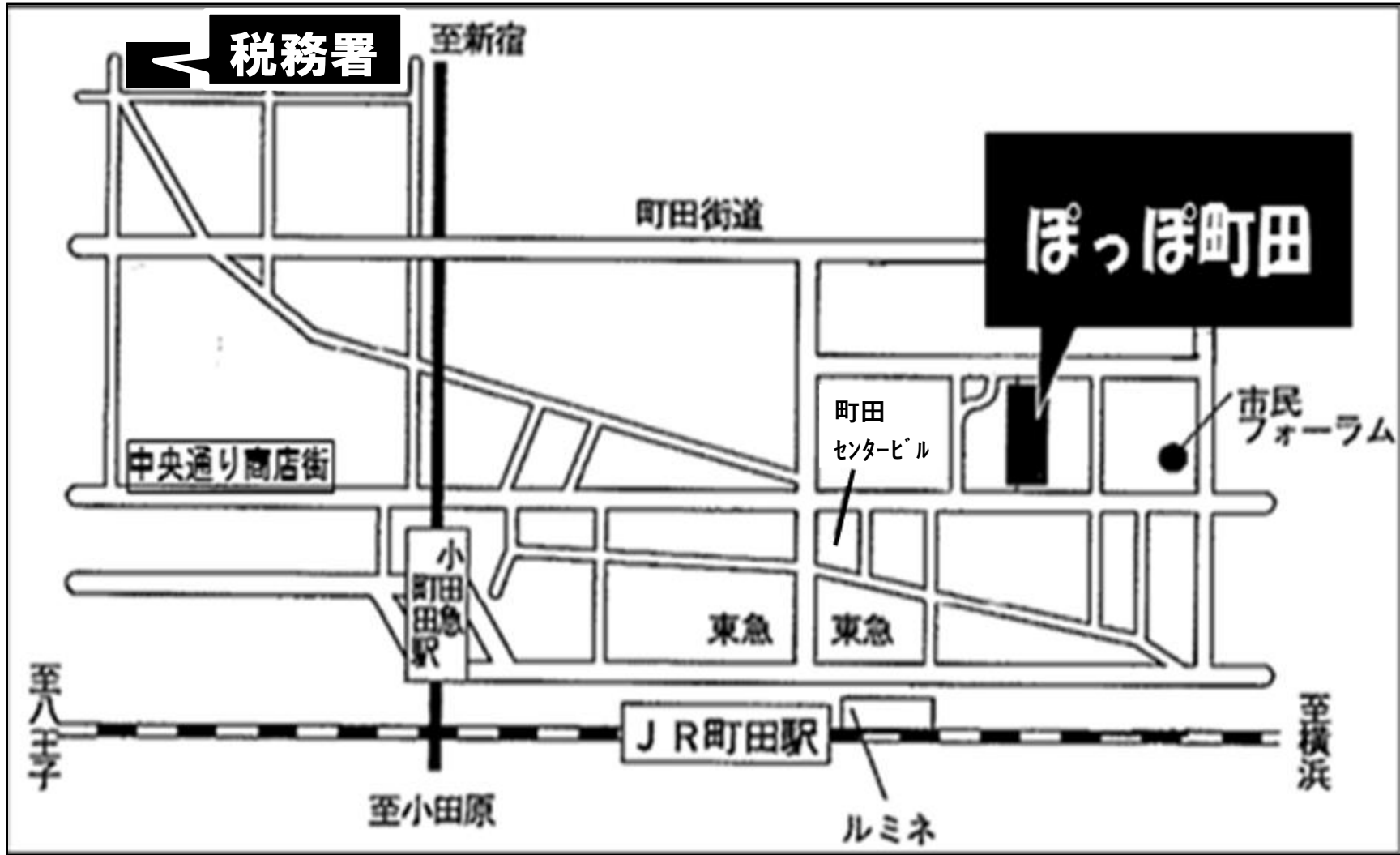


○ 案内図



○ 所在地

町田市原町田 4 - 10 - 20

○ 最寄駅

J R 横浜線 ・ 小田急線 町田駅 徒歩10分

申告書作成会場

所得税及び復興特別所得税・個人事業者の消費税及び地方消費税・贈与税の
申告書作成会場を「ぽっぽ町田」に開設します。

会場

「ぽっぽ町田」 地下1階(受付は地上1階)

※原則、ご自身のスマートフォンで申告書を作成していただきます。

※「ぽっぽ町田」開設期間中は、町田税務署内に申告書作成会場はありませんので、ご注意ください。

所在地

町田市原町田4-10-20

最寄り駅

JR横浜線・小田急線 町田駅 徒歩10分

開設期間

令和7年 **2月17日(月)** から **3月17日(月)** (土日及び祝日を除きます。)

※ ただし、3月2日(日)は開場します。

開設時間

受付 午前8時45分から午後4時まで(提出は午後5時まで)

相談 午前9時から午後5時まで

3月2日(日)の相談・受付(申告書作成会場)

会場 「ぽっぽ町田」 地下1階(受付は地上1階)

所在地 町田市原町田4-10-20

最寄り駅 JR横浜線・小田急線 町田駅 徒歩10分

受付 午前8時45分から午後4時まで(提出は午後5時まで)

相談 午前9時から午後5時まで

※ 日曜日は多くの方が来場されます。会場の混雑を避けるため、早い時間で受付を締め切る場合があります。

書面で申告書等を提出する方

- 税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。
申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出**(送付)していただきますよう、お願いします。詳しくは、**以下をご覧ください。**
[「令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて」](#)
- 確定申告書等の提出のみ場合は、直接税務署に提出してください。郵送でも提出することができます。
【郵送先】 〒194-8567 東京都町田市中町3-3-6 町田税務署
※ 直接お持ちいただく場合には、町田税務署の駐車場の台数に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

その他

- 申告書作成会場(ぽっぽ町田)には、無料の駐車場はありません。ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。